

臼杵市建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（電子入札用）

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が発注する工事（以下「市工事」という。）において建設業者が共同連帯してその建設工事ごとに結成する建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）について、共同企業体の要件、競争入札参加資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の要件）

第2条 市工事を共同請負する目的で共同企業体を結成するときは、次の要件に該当するものでなければならない。

- （1） 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）は、市工事に係る競争入札参加者の資格を有する者であること。
- （2） 共同企業体の構成は、原則として2社とする。ただし、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる大規模工事において、契約担当者が特に必要があると認めるときは、3社とすることができる。
- （3） 構成員の代表者（以下「代表者」という。）は、級別格付が同一の者の間ではより大きな施工能力を有するもの、級別格付が異なる者の間では上位の等級のものであること。
- （4） 共同企業体の形態は、各構成員が請け負った工事を分担せず、その工事の全部について共同して施工する共同施工方式（甲型）であること。この場合において、それぞれの構成員の出資額は、出資額の総額を均等割した額の10分の6以上の額であり、かつ、代表者の出資比率は構成員中最大のものであること。
- （5） 構成員は、同一工事について、2以上の共同企業体の構成員となることはできないものであること。

2 前項に規定するもののほか、発注する工事に関する共同企業体の構成員の技術的要件等は、契約担当者が定める。

（建設工事等指名委員会等の意見聴取）

第3条 契約担当者は、前条第2項に規定する技術的要件等を定めるときは、あらかじめ臼杵市入札契約審査委員会規程（平成19年臼杵市訓令第8号）の規定による委員会の意見を聴くものとする。

（結成方法）

第4条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。ただし、契約担当者が工事の内容その他特別の理由があると認めるときは、別の方法によることができる。

（公告）

第5条 契約担当者は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- （1） 共同企業体により競争を行わせる工事である旨
- （2） 工事名
- （3） 工事場所
- （4） 工事の概要
- （5） 共同企業体競争入札参加資格の確認に関する書類の提出期限及び受付場所
- （6） 共同企業体の構成員の数、組合せ、結成方法、出資比率、存続期間、代表者の要件及び構成員の要件
- （7） 競争入札参加資格がないと認められた共同企業体に対する理由の説明に関する事項
- （8） 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

（競争入札参加資格の確認の申請）

第6条 競争入札参加資格の確認を受けようとする共同企業体は、共同企業体競争入札参加資格確認申請書（公告にて指定する様式によるもの。以下「申請書」という。）及び特定建設工事共同企業体協定書（公告にて指定する様式によるもの。以下「協定書」という。）の写しを、

それぞれ前条の規定による公告（以下「公告」という。）に示された期限内に、同様に公告にて示された方法にて、市長に提出しなければならない。

（事後審査型競争入札に係る措置）

第7条 契約担当者は、入札の参加に必要な資格の審査を開札後に行う競争入札（以下「事後審査型競争入札」という。）において共同企業体から協定書の写しの提出があったときは、当該写しの内容を確認し、適正と認めるときは、速やかに当該共同企業体が入札参加可能となるよう登録等の措置を講ずるものとする。

2 白杵市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）に定義する電子入札システムによる入札の際は、前項の規定に該当する共同企業体は、電子入札システムへの当該共同企業体の登録が確認された後に、電子入札システムにて競争入札参加申請手続きを行うものとする。

（競争入札参加資格の確認）

第8条 契約担当者は、第6条の規定により申請書が提出されたときは、審査を行い、その結果について申請書を提出した代表者に、書面又は電磁的方法（電子入札システムを使用する方法等）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事後審査型競争入札においては、契約担当者は、第6条の規定により申請書を提出した共同企業体のうち、落札候補者（総合評価落札方式により入札に付する場合にあっては、当該入札に参加した共同企業体）について審査を行うものとする。この場合において、審査結果の通知は、当該審査に係る入札結果の公表をもって代えるものとする。

（競争入札参加資格がないと認められた共同企業体に対する理由の説明）

第9条 前条の規定により競争入札参加資格がない旨の通知を受けた代表者は、公告に示された期限内に、競争入札参加資格がないと認められた理由について、契約担当者に説明を求めることができる。

2 前項の規定により理由の説明を求めようとする者は、その旨を記載した書面を持参により提出しなければならない。

3 契約担当者は、第1項の規定により理由の説明を求められたときは、原則として、公告に示された期限の翌日から起算して8日以内に、理由の説明を求めた者に対して、書面により回答するものとする。

（共同企業体の存続期間）

第10条 市工事に係る契約の相手方となった共同企業体は、当該工事の完成後、3月以上存続するものとする。

2 前項に規定する共同企業体の存続期間の満了後、当該工事につき共同企業体が担保責任を負うべき契約不適合があるときは、各構成員は、連帯してその責めを負うものとする。

3 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散したものとみなす。

（補則）

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日より施行する。

【履歴】

平成17年1月1日制定